

平成29年度 夏休み 「食の現場」親子リポーター

取材の手順とレポート応募のきまり

1 親子リポーター事業の目的

群馬県では、消費者が、農場・市場・食品加工施設などの食の現場を訪問し、事業者が行う様々な食の安全・安心に関する取組について消費者と生産者の相互理解を深めることにより、県民の食に対する安全・安心を高めることを目的として「食の現場公開事業」を実施しています。

親子リポーターの皆さんが「食の現場公開事業」の登録事業者を訪れ取材し、親子で食の安全・安心に関する理解を深めるとともに、レポートを募集し顕彰することにより、広く県民の皆さんに食の安全に関する情報を知っていただくことを目的として、親子リポーター事業を実施します。

手順と期日

- | | | |
|--------------------|------|------------------------|
| ① リポーターに登録 | 申込期限 | 平成29年8月31日必着 |
| ② 各自、食の現場を訪問する | 活動期間 | 平成29年7月1日～平成29年8月31日 |
| ③ レポートの応募 | 応募期限 | 平成29年9月6日必着 |
| ④ 審査会による審査、入選作品の発表 | | 9月下旬（予定） |
| ⑤ 表彰式 | | 平成29年10月28日 群馬県民の日（予定） |

2 取材の手順

1 取材先を選ぶ

- ・県に登録している「食の現場公開事業」登録事業者から、取材先を選びます。
- ・事業者の詳細は、登録証と一緒に送付する一覧表の他、県ホームページをご覧ください。

2 取材日時を決める

参加者と事業者の取材日の日程調整は、参加者が自ら行うものとします。ただしやむを得ない場合は、食品・生活衛生課が日程調整を行います。

- ・「県の食の現場公開事業親子リポーターで訪問見学したい」とお伝えの上、日程調整をしてください。その際、訪問者の氏名、連絡先、人数、事業者から聞いてみたいことなど（分かる範囲で）を事業者にお伝えください。
- ・事業者ごとに公開時期、曜日や時間が異なります。連絡する前に、一覧表または紹介ページを御確認ください。
- ・事業者の業務の都合により御希望の日時に合わせられない場合があります。御理解と御協力をお願いいたします。
- ・取材は、保護者同伴で行うものとします。

3 約束日時に訪問する

- ・小学生本人がレポートを執筆します。執筆するレポートに事業者の取り組みの事実とは著しく異なる部分がある場合は、入賞できないことがあります。取り扱う品目、量、面積などの数字や、農薬の使用の有無など、なるべく誤りが無いようお聞き取りください。
- ・レポートには写真を添付できます。リポーター家族と事業者の関係者以外の第三者が映り込まないように御注意ください。また、写真は、保護者が撮ったものでも可です。
- ・取材の際は、「親子リポーター証」を持参し、必要に応じて事業者に提示してください。
- ・取材日決定後、どうしても訪問ができなくなった場合は、至急事業者に御連絡ください。
- ・注意事項
 - （1）交通費など取材にかかる経費は支給いたしません。
 - （2）自宅と事業者間の往復、取材中の事故等、万一のときの責任は負えませんので、十分注意してください。

3 リポート応募のきまり

(1) 用紙及び字数

400字詰め原稿用紙に3枚以内

ア 原稿用紙の書き始めに、題名、学校名・学年・氏名を記入してください。

イ 訪問した事業者名及び訪問日を本文中に明記してください。

ウ 応募作品は、児童自身で創作した校外未発表のものに限ります。

エ 取材写真を2点まで添付できます。写真の裏に必ず氏名を記入してください。ただし、親子リポーター家族と事業者の関係者以外の第三者が写っていないものに限ります。

(2) 応募期限

平成29年9月6日（水）必着

(3) 応募方法

ア 応募期限までに、リポーター登録証及び取材写真（ある場合）を添付して群馬県食品・生活衛生課あて郵送してください。

イ 応募作品は返却しませんので予めご了承ください。

(4) 入選作品の発表

入選作品は、審査会による厳正な審査の後、県ホームページで発表するとともに、入選者本人あて通知します。

(5) 入選作品の県ホームページへの掲載

ア 入選者の作品は、県ホームページに掲載します。

イ 入選者の学校名、学年、氏名の掲載について、掲載を希望されない場合は、入選者発表後に食品・生活衛生課に連絡してください。

(6) 授賞 優秀な作品には、賞状及び副賞を贈呈します。

ア 優秀賞 学年ごとに1点

イ 佳作 学年ごとに2作品程度（予定）

※ 賞にもれた作品には参加賞を贈呈します。

(7) 応募作品の著作権の帰属

提出のあった記事の著作権のうち、同一性保持権及び頒布権並びに著作権、二次利用権及び掲載メディアにおける編集権は群馬県に属します。

4 審査のポイント

■誤字、脱字がなく、作文がうまくかけたということが審査基準になるのではなく、食の現場で自分で見、聞き、また事業者との交流を通して知った「①事業者が食の安心・安全確保のために、なにをどう工夫しているのかなどの事実の紹介」と、そこで得た「②発見や感動、考えたこと」などがどのくらい表現されているかの2点がポイントとなります。

例えば、

① 事業者の取組の紹介

- ・何をどのくらい作っているのか
- ・その食品はどこでどのくらい使われているのか
- ・消費者の安心・安全のためにどのような工夫をしているのか
- ・事業者が苦労している点は何か

② 発見や感動、考えたこと

- ・毎日食べている食品がこのように作られているのか知らなかった（発見）
- ・実際に見て、話をきいて、こんなところに感動した、考えた（込み上げる思い）
- ・これからは自分もこんなところに気をつけたい（今後の自分の行動変容）

取材体験を通して、自らが知り、考え感じたことを作文にし、読んだ人に発見の感動が伝わるような内容であるもの（②）に重点をおきます。

■食の安全に関する事業者の取り組みの情報発信という目的から、大人も子どももその作品を読んだ際に、発見と感動を共有できる内容であるもの、自分も食の安全についてもっと知りたいと思えるようなものを評価します。

問い合わせ先、応募先

群馬県 健康福祉部 食品・生活衛生課 食品安全推進室 農林水産物安全係
〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 13階北側

電話 027-226-2431

FAX 027-221-3292

E-mail shokuseika@pref.gunma.lg.jp